

議会運営委員会会議録（令和８年２月20日）

出席委員 尾崎委員長 吉森副委員長 高川委員 青山委員 原委員 古沢委員
竹原議長（オブザーバー）

欠席委員 なし

説明のため出席した職員 石川総務部長 小川財政課長 相沢総務課長

職務のため出席した事務局職員 石井局長 佐藤係長

午前10時00分開会

【尾崎委員長】 これより議会運営委員会を開催いたします。

会議日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第１ 会議録署名委員の指名をいたします。青山委員、原委員にお願いいたします。

日程第２ 令和８年３月定例会提出案件について、当局から説明をお願いします。

【石川総務部長】 おはようございます。

３月定例会に提出する議案の概要について説明いたします。

まず、新年度予算関係ですが、一般会計のほか、国民健康保険事業など４つの特別会計と水道、下水道の２つの企業会計、合わせて７件でございます。

補正予算関係としては、一般会計と国民健康保険事業特別会計の２件でございます。

また、新規条例として、滑川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての１件、一部改正条例としては、滑川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてなど７件でございます。

また、報告案件については２件ございまして、令和６年度決算に基づく財務諸表についてと地方自治法第180条による専決処分についてでございます。

このほか、追加議案として人事案件が２件でございます。

詳細な内容につきましては、担当課長のほうから説明いたします。

【小川財政課長】 それでは、令和７年度３月補正予算案等の概要のほうをお願いいたします。一般会計（第８号）についての補正になります。

現計予算額につきましては、先日説明いたしました専決の５・６・７号を加えた後の金額になります。174億5,639万5,000円です。

今回補正額は３億3,120万7,000円で、合計は177億8,760万2,000円ということになります。

一般財源の内訳になりますが、今回の財源としましたふるさと滑川応援寄附金 1 億 9,000 万円、今、令和 7 年度の見込額を計上したものでございます。

それでは、下へ行きまして、2 款のほうからです。

減債基金積立金 3,119 万 1,000 円でございます。一般財源の残額を積み立てるものでございます。年度末残高につきましては、記載のとおりでございます。

S D G s 推進事業費 814 万 3,000 円でございます。地域未来交付金の事業でございます。国が 2 分の 1 です。藻場の調査ですとか G X の人材育成等に係るものでございます。

ふるさと納税推進事業費 3,640 万円。今ほどの 1 億 9,000 万円の寄附を見込んだ際の返礼品の発送業務等に係る経費でございます。

官民連携・実証促進事業費 56 万 4,000 円でございます。こちらも国 2 分の 1 ですが、小型モビリティの導入実証実験等に係る経費でございます。

コンピュータ管理運営費につきましては、財源の更正になります。

それから、滑川イノベーション推進事業費 1,200 万円につきましては、こちらも国 2 分の 1 ですが、D X の伴走支援及び人材育成のアドバイザー等に係る経費でございます。

それから、防災対策推進事業費 3,000 万円でございます。地域未来交付金の地域防災緊急整備型という交付金でございます。国が 2 分の 1 です。防災資機材及び保管庫の整備等でございます。

その下、以降です。住民記録事務費 740 万 3,000 円。こちらは戸籍の附票等への旧氏等記載対応に係るシステムの改修ということで、国が 10 分の 10 でございます。

コミュニティバス運行費 11 万 8,000 円で国費 2 分の 1 ですが、富山バスロケーションシステムの管理業務に係る市の負担金等でございます。

それから、3 款のほうへ行きます。

福祉のまちづくり事業基金積立金 20 万 4,000 円。寄附が 6 件ございまして、その積立てでございます。

自立支援給付費 1 億 206 万 9,000 円でございます。こちらは自立支援給付費等の不足に係るものを補正するもので、国 2 分の 1、県が 4 分の 1 ということになります。

それから、障害者自立支援事務費 409 万 4,000 円。こちらは障害者自立支援給付システムの改修に係る経費で、国が 4 分の 1 でございます。

老人福祉施設等整備費補助金 244 万 5,000 円でございます。介護医療院に対する給水設備の更新に係る補助でございます。国が 2 分の 1、市が 4 分の 1 でございます。

それから、妊婦のための支援給付金事業費355万円でございます。こちらは出産応援ギフト支給時期が出産後から妊娠中のほうに早まったことによる不足分を補正するもので、国が10分の10でございます。

保育所等施設整備補助金150万円です。認定こども園に対する施設修繕補助、同朋認定こども園の雨漏りに対する補助ということで、限度額150万円、市が2分の1の補助でございます。

私立保育所等運営事業費1,441万6,000円でございます。認定こども園の施設型給付費の不足分ということでございます。国が2分の1、県が4分の1ということでございます。

それから、市立保育所運営費440万円。あずま保育所の、強風により屋根が飛ばされたことによる修繕工事に係る経費でございます。

生活保護事務費53万4,000円。こちらは生活保護システムの改修に係る経費で、国が10分の10でございます。

6 款のほうへ行きます。

土地改良対策事業費1,100万円でございます。国の補正に伴いまして、県のほうも補正されまして、それに伴う土地改良負担金の市の負担分でございます。

それから、漁業振興事業費44万4,000円でございます。漁網購入に伴いまして、その借入額の5%を補助するものでございます。

それから、漁港管理費210万円です。こちらは滑川漁港の機能保全事業ということで護岸工事になりますが、その増額変更がありましたので、その分の市の負担金になるものでございます。

7 款です。

宿泊施設立地促進事業費4,575万円です。R9ホテルができますので、宿泊施設立地促進助成金に基づきまして、設備投資額の5分の1を補助するものでございます。

それから、観光行政推進事業費84万3,000円。国が2分の1ですが、とやま観光推進機構活動負担金の市の負担金分でございます。

8 款です。

県道舗装改良負担金705万2,000円でございます。県道改良事業の確定によりまして、市の管理も確定したことによる補正でございます。

民間宅地開発事業補助金478万7,000円でございます。清水町地内の民間宅地開発事業の補助金になるものでございます。

最後、10款ですが、教育のまちづくり事業基金積立金20万円です。滑中の図書の購入に役立ててほしいということで寄附があったものでございます。一旦基金に積み立てるものでございます。

では、裏面のほうをお願いいたします。

繰越明許費補正の追加26件でございます。

今ほど繰り出したものもでございますので、併せて説明していきます。事業名のほうで言いますので、お願いします。

S D G s 推進事業費、今回補正分でございます。藻場ですとかG Xアドバイザーの分でございます。

官民連携・実証促進事業費、こちらも今回補正分で、小型モビリティ等の実証実験に係るものでございます。

それから、コンピュータ管理運営費につきましては、基幹系システムの標準化の延期に伴うものでございます。

滑川イノベーション推進事業費につきましては、今回補正分で、D X 伴走支援ですとかD X のアドバイザー等に係るものでございます。

その下、防災対策推進費でございます。こちらは、今回の補正分と洪水ハザードマップの作成に係るものを合わせて繰越明許するものでございます。

住民記録事務費、こちらも今回の補正分でございます。振り仮名等に係りますシステム改修に係る経費でございます。

コミュニティバス運行費、こちらも今回の補正です。バスロケーションシステムに係るものでございます。

障害者自立支援事務費、こちらも今回の補正で、システム改修に係る経費でございます。

老人福祉施設等整備費補助金でございます。こちらは、今ほどの介護医療院の補正分と9月に補正しましたものを合わせて繰り越すものでございます。

それと、その下です。保育所等施設整備補助金、今回の150万円と和光保育園の病児施設等に係る経費の一部を繰り越すものでございます。

生活保護事務費は、今回の補正に係るシステム改修費でございます。

診療所開業等支援事業でございます。こちらは12月補正でございます。2件分を繰り越すものでございます。

火葬場管理運営費につきましては、L E D 工事に関するものは、これを繰り越すもので

ございます。

それから、土地改良対策事業費、こちらも今回の補正に係るものの土地改良の市負担金分でございます。

治山事業費、こちらは12月補正の当時の山腹崩壊に係るものでございます。

それから、漁港管理費です。今回の210万円と当初分の一部を繰り越すものでございます。

市民交流プラザ管理運営費、給湯器の更新に関連する設備の更新に係るものを繰り越すものでございます。

それから、観光行政推進事業費、こちらは今回の補正に係るとやま観光推進機構の負担分でございます。

橋梁長寿命化事業費でございます。橋梁点検の業務に係るものを繰り越すものでございます。

それから、道路老朽化対策等事業費でございますが、消雪施設の整備に係るものを繰り越すものでございます。

道路改良費でございますが、安田赤浜線、東福寺開東加積小学校線、北野大掛線に係る事業について繰り越すものでございます。

通学路安全対策事業費、こちらは有金上島線、菰原辰野線の改良に係る事業の一部を繰り越すものでございます。

それから、河川改良費でございます。田中川の護岸整備の測量設計に係るものを繰り越すものでございます。

都市計画事務費、こちらにつきましては、GISの改修に係るものを繰り越すものでございます。

それから、民間宅地開発事業費につきましては、今回の補正に係るものでございます。

最後ですが、農地農業用施設災害復旧費でございます。こちらは12月補正でございまして、豪雨による農地災害の復旧11か所に係るものを繰り越すものでございます。

続きまして、地方債補正の変更でございます。

一番上からですが、総務管理事業で、今回の財源更正によりまして、40万円の増額となっております。

農業生産基盤整備事業でございます。こちらも今回の補正に伴いまして、土地改良の負担金分で1,000万円の増となっておりますものでございます。

水産業施設整備事業でございます。こちらも今回の補正に伴いまして、滑川漁港護岸の

保全工事に係る増額変更分210万円、これが増額というふうになっております。

一番下でございます。特別会計の補正予算です。

国民健康保険事業特別会計の第2号ということで、今回の補正額は1万7,000円でございます。補助金の返還に係るものでございます。

以上でございます。

【相沢総務課長】 では、私のほうからは予算以外の案件についてご説明いたします。議案一覧表に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、新規条例関係でございますが、議案第11号です。本件につきましては、いわゆるこども誰でも通園制度に関するものでございます。

保育所などが事業実施をする際に必要となる市の認可の基準につきましては、こちらは国の定める基準に従いまして、昨年の3月定例会で条例を制定しております。

今回の案件につきましては、子ども・子育て支援法の改正によりまして、本年4月から、先ほどの認可を受けた事業が子ども・子育て制度での国の支援給付の対象となるためには、さらに市の確認の行為を受ける必要があることから、国の定める基準に従いまして、その確認のための基準を定める条例を新たに制定するものでございます。

主な内容としましては、一般原則であるほか、利用定員に関すること、また運営に関すること、利用者の処遇であったり、情報公開や会計処理に関する基準、そういったようなものにつきまして、国の給付の対象事業者として適格かどうか確認するための基準を定めるものでございます。

施行につきましては、4月1日としております。

続きまして、議案第12号でございます。

こちらにつきましては、国におきまして、各種の行政手続におけるアナログ規制の見直しと比較いたしまして、行政手続法の一部改正が行われることから、本市の条例につきましても、国の法律の改正内容に準じて所要の改正を行うものでございます。

内容としましては、市が不利益処分を行う場合の聴聞の手続などの開催通知につきまして、通知の相手方の所在が分からない場合の対応として、インターネットによる閲覧の方法を設けることを必須としまして、従来の市の掲示場に掲示する方法も併せて実施することを可能とするものでございます。

施行につきましては、5月21日としております。

続きまして、議案第13号でございます。

こちらは、関係法律の一部改正に伴いまして、本市の条例の中で当該法律の規定を引用する部分について所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、本市の条例の中で、印鑑登録証明書のコンビニ交付の申請に関する規定につきまして、移動端末設備、これはスマートフォンのことなのですが、その定義づけとして引用しております法律の条番号が改正されることから、本市の条例につきましても、所要の改正を行うものでございます。

施行につきましては、関係法律の一部改正法が、現時点で施行日が未確定であることから、一部改正法の施行日と本市条例の公布日のいずれか遅い日としております。

続きまして、議案第14号でございます。

こちらにつきましては、国家公務員などの出張時などの旅費に関する法律が今年の4月に改正されていることから、国家公務員とのバランスを保つため、本市条例につきましても、所要の改正を行うものでございます。

今般のこの改正につきましては、交通機関や料金体系、またそういった旅行商品の多様化、あと、こういった旅費の経路計算が、今ではデジタル化の進展によりまして、昔に比べればかなり容易になっておることから、より実費に近づけた支給となるよう改正されるものでございます。

主な内容としましては、旅行代理店などへの直接支給を可能とすることや、宿泊費の見直しや日当の廃止など、旅費の種目、またその種目の内容を見直すことでございます。

また、これと併せて関係条例2本につきましても、規定の整理のため所要の改正を行うこととしております。

条例の施行につきましては、令和8年の4月1日となります。

次に、議案第15号でございます。

こちらにつきましては、さきの議案第11号の説明でも触れましたが、こども誰でも通園制度に関する基準のうち、制定済みの事業者の認可基準のほうの条例、こちらにつきましては、従うこととされている国の基準に一部改正があったことから、本市条例につきましても、所要の改正を行うものでございます。

主な内容としましては、事業所の規定で定めることとされている利用定義につきまして、これまで乳児と幼児の区別を設けて定めておったものを、この区別をなくすという改正でございます。

施行につきましては、令和8年の4月1日となります。

次に議案第16号でございますが、こちらにつきましては、昨年の10月に、職員の育児休業のうち部分休業の内容が拡充されたことに伴う所要の改正でございます。

内容につきましては、部分休業につきまして、1日全部休業が可能となったことに伴いまして、休業時の給与の減額の規定につきまして、これまで勤務時間の一部について勤務しない場合に減額するとしておったものを、一部または全部について勤務しない場合というふうに改めるほか、文言や条番号の整理をするものでございます。

また、条番号の整理に伴いまして、本条例を引用している関係条例につきましても、所要の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、公布の日となります。

続きまして、議案第17号でございますが、こちらにつきましては、災害発生などの非常時におきまして、給水装置や排水設備などの早期復旧を可能とするための所要の改正を行うものでございます。

内容としましては、水道の給水装置や下水道、農集などの排水設備の工事につきましては、市長が指定する市内事業者が行うこととされておりますが、災害などの非常の場合においては、本市以外の市町村長、また本市の指定を受けた事業者による工事の実施を可能とするものでございます。

また、本条例の施行に伴いまして、関係条例3本を一括して改正することになります。

施行につきましては、公布の日となります。

最後、議案第18号でございます。

こちらにつきましては、これまで学校部活動や市内のスポーツ少年団活動を対象に行っております市の文化体育施設の使用料の免除の対象につきまして、学校部活動の地域展開に伴う、市認定地域クラブ団体による活動の場合も免除する旨の追加を行う改正でございます。

免除対象の施設といたしましては、各小中学校の体育館や総合体育センター、市民会館大ホールなど、学校部活動の免除対象と同じくするものでございます。

施行につきましては、令和8年4月1日となります。

続きまして、報告案件でございます。

報告第2号につきましては、専決第5号、駅前中央公園における車両損害事故に係る損害賠償請求に係る和解に関する件でございます。

和解のため、本年2月16日に専決処分をしたことから、議会へ報告するものでござい

す。

最後に追加議案でございます。

こちらは、最終日に人事案件として2件提案を予定させていただいております。

まず、議案第19号につきましては、副市長の任期が本年3月31日をもって満了となることから、後任の副市長の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第20号につきましては、人権擁護委員6名のうち1名が、本人のご都合により、本年1月31日をもって解職となったことから、後任の委員の選任について、議会の意見を求めるものでございます。

私のほうからは、以上でございます。

【尾崎委員長】 ただいまの説明について、質疑はございませんか。

(質疑する者なし)

【尾崎委員長】 はい。

当局で、その他で何か説明をすることはありますか。

【石川総務部長】 ございません。

【尾崎委員長】 それでは、当局の皆さんには退席願います。

(当局退室)

【尾崎委員長】 日程第3 請願、陳情、意見書等について、事務局から説明してください。

【石井局長】 それでは、請願・陳情・意見・要望書等一覧表をご覧ください。

一覧表のとおり、今のところ、要望書が4件ございます。

まず資料1は、社会の歪を鋭く追及 政策提言する世直し集団「一輪のバラ会」からの「国に国民の主食である米の価格を統制することを求める意見書の提出に関する陳情書」でございます。

資料2は、日本環境保全協会と富山県環境保全協同組合からの一般廃棄物の適正処理及び一般廃棄物処理業者の健全育成の推進を求める「要望書」でございます。

資料3は、富山県環境保全協同組合と株式会社公生社からのもので、一般廃棄物処理業務委託の安定かつ恒常的な適正契約締結について等の「要望書」でございます。

資料4は、千葉県旭市の宇井淳氏からの「mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書」でございます。

なお、要望書の資料2と3につきましては、要望書とは別に、さらに詳細な通知ですと

か資料のデータ等が別途届いておりまして、ちょっと量が多いものですから、タブレットの、本日の議運のホルダーに、参考までに入れさせていただいております。

以上の要望につきましては、先例に倣いまして、参考配付したいと考えております。

なお、最終受付は2月24日火曜日となりまして、それまでに案件の追加があれば、3月2日月曜日、本会議前の9時から議会運営委員会を開いて協議いただきたいと思います。

請願等の提出があれば会派・グループで協議をいただき、3月10日火曜日の9時からの議会運営委員会で協議結果を報告していただきたいと思います。

以上でございます。

【尾崎委員長】 それでは、今のところ要望書が4件ということですが、2月24日までに追加で案件が出てくれば、今ほどの事務局の説明のとおり進めたいと思います。

要望書4件については、先例に従い、参考配付といたします。

日程第4 その他に入ります。

まず、委員の皆さんから何かありますか。

【古沢委員】 先日の全員協議会で、報道機関が退席した後の説明の中でのいろいろなやり取りですね。12月議会のときも話題にはなったわけですけども、あのやり取りといいますか、説明者に対するやり取りもあった。それから、個人的な話ですが、隣にいた私に対しての発言がありました。2人の間での話といいますかね。

ということだったんですけども、それについて皆さんどのように感じられたかということ、できたらちょっとお聞きしたいなと思っています。いかがでしょうか。

【尾崎委員長】 どのように……。あ、皆さんから、ちょっと意見を聞けばいいわけですね。

【古沢委員】 はい。

【尾崎委員長】 では、最初に指名いたします。原委員、お願いします。

【原委員】 やっぱり、報道はおる、おらんは別にしても、委員会の中で机を蹴るとか、当局の担当部長にも、愚痴、意見とかね。議長は議長で止めたんですけども、これが続いていくと、ちょっといかなもんかなとは感じています。

だから、今後またどういうふうな申入れ等が発生するかどうか分からんにしても、これはやっぱりきちっと対処すべきじゃないかなというふうには感じております。

【尾崎委員長】 続いて、高川委員。

【高川委員】 いろいろ昔のことを教えてもらうことに対してはいいと思うんですけど、

やっぱり言い方とか、最後に机を蹴るとかというところは行き過ぎておるとは思います。

【尾崎委員長】 続いて、青山委員。

【青山委員】 ともかくやっぱり、いろんな書物等にも書いてありますけど、80過ぎてくるとどうしても、亡くなられた人の検査をすると、アルツハイマーの症状が、皆さん、亡くなられた後で調べると出ているというのが統計上出ておりますので、ある種年齢を考えれば、怒りっぽい人がなおさら怒りっぽくなっているんだろかなというような見解でありまして。静かな人はより静かになるというふうにも、そういった文献には書いてありますので、今そういう状況になって、今後改善するとは正直思えないので、なかなか厳しいなとかは思いながらも、困った問題だと思っていますけれども、個人的には、あまりにも行き過ぎると、私はちょっと個別に呼んで話をしたいなと思っています。

【吉森副委員長】 私もやっぱり、あれは行き過ぎているというふうに思いますし、私も個人的には話ししていこうというふうには思っていますけども、あれが続くとなると、議会の進行というか、会議などの進行も遅くなるというか、ずれていくというか。ということがちょっと困った問題だというふうに思っています。

【古沢委員】 それぞれお聞きいたしました。

皆さん恐らく共通して感じておられると思うんですけど、この間の場合はメディアが退席した後の話でもあったということはあるんですけども、特定の議員の困った問題だというふうに皆さん感じてはおられると思うんですけど、この間の12月議会でもそうでしたけども、公開の場でああいうような発言ということだってあるんですよ。

となってくると、特定の議員の問題と言うにとどまらず、滑川市議会全体の在り方というか、品位というか、ということに関わってくるというふうに取りられるんですよ。

ということなので、今日この場でどうするということには多分ならないんですけども、これは皆さん、今後の対応についてもぜひ検討していただきたいというふうに思っています。

ちょっと立ち入った話になりますが、12月にも、それから一番最初の臨時議長を務めていただいたときにもそういう発言がありましたけども、恐らく「うるさい」という言葉が口癖になっておられるんですよ。

私との隣同士での話のときには「おまえ、生意気だぞ」とおっしゃったんですよ、皆さんのところには聞こえなかったかもしれませんが。

「生意気だぞ」というのは、どういう立場でおっしゃったのかよく分からない。確かに

私よりも10歳年上ですけど、年齢の差はあったとしても、対議員ということで言うと、私は対等だと思っているんですよ。それに対して「生意気だぞ」というのは、完全に上からの発言です。

そういったことも含めてぜひ検討いただきたいし、職員に対しても、ある意味、威圧的といいますかね。というふうに取られるような発言というのはやっぱり問題だというふうに、多分皆さんも感じておられると思うんですけど、困ったもんだなで済ませていいのかということとはぜひ検討いただきたいというふうに思います。

以上です。

【尾崎委員長】 今、皆さんのご意見を伺いました。この件につきましては、先ほど原委員もおっしゃったように、今後もまたそういうことが続くようであれば、何かしか議会としても、対応といいますか、も考えなければいけないということについては、皆さんの共通の認識であったというふうに私は思いますので、今後また3月定例会等をよく見まして検討していきたいということで、この件について……

【古沢委員】 もう一つ。

変な言い方だけど、うちだけじゃなくて、滑川市議会だけじゃなくて、議員の、とりわけ職員に対する発言を含めて、いわゆるパワハラだというふうに認識されている発言が全国的には幾つもあって、それなりに議会内部での処分も含めてやられているというのを報道で散見していますので、それも含めて認識いただきたいというふうに思っています。

【尾崎委員長】 議員の職員に対するパワハラということが原因で、昨年だか一昨年だったか、議員辞職された議員もおられたかのような報道を私も見たことが、記憶がございました。

したがって、そういうことも念頭に置きながら今後見守っていくということで、いわゆるそういった行動があれば対応していくということで、よろしいでしょうか。

（異議なし）

【尾崎委員長】 そういうことにさせていただきます。

それでは、委員の皆様の方から、何かほかにありますか。

（特になし）

【尾崎委員長】 それでは、事務局から何かありますか。

【石井局長】 3点ほど、確認も含めてですけれども、お願いしたいと思います。

1点目につきましては、今ほどちょっと資料をお配りしますので。

分かりにくい部分もあるかと思いますが、何かと申しますと、予算特別委員会の正副委員長の過去の順番と、これからの案といいますか、予定といいますか、を書いたものでございます。

平成30年の3月から予算特別委員会開催ということで、委員長には、決算特別委員会も含めて議席番号の上から順に2期目以上の方に務めていただくことが原則となっておりまして、ということでございます。改選時においてメンバーや議席番号も変わる中で、原則に沿って回っているところであります。

副委員長につきましては、当初は2期目の議員から始まって、1期目の方も含めて順に全議員に回っているところであります。途中、ちょっと見え消しもありますが、議長ですとか決算の監査委員さんと重なることなどがあって、入替え等の箇所も見られるところではあります。

そこで、改めて確認なんですけれども、下にも書いてありますが、上2つ目の米印ですね。議長との重複がない限り、この流れに沿って、事務局から議長等に確認するなりで、事務局で進めていくことでよいか。その都度、原則は原則として、また議員間で調整していただければよいか。また、新たにほかの方法がよいかなどあればということで、この場でちょっと確認させていただきたいと考えております。

なお、3月2日の定例会の本会議終了後は予算特別委員会を開催しまして、正副委員長を正式に互選していただくということとしております。

ということも含めまして、ちょっと1点目、ご確認いただきたいと思います。と思っております。

【尾崎委員長】 それでは、ちょっと皆さんのご意見を伺えばいいですか。

この件に関して、皆さん、ご意見はありますか。

【青山委員】 いや、このままにしていって。このまま踏襲するのが普通だと思っております。何も異論はないと思いますけど。

【尾崎委員長】 ほかにありますか。

(特になし)

【尾崎委員長】 では、ございませんので、これは、令和8年3月については、7番水橋議員と、4番安達議員と、副はね、副委員長。ということで、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【尾崎委員長】 それでは、この件に関してはそういうことにさせていただきます。

【石井局長】 ありがとうございます。

それで、この内々に決まった正副委員長につきましては、内々にどなたの議員さんから伝えていただくとか、何かそういう、今までちょっと割と年配の議員さんとかがまた別に動いて……。

【古沢委員】 別に誰からでもいいけど、議運で内々にそうなったということは、委員長から伝えていただければ一番妥当じゃないでしょうか。

(異議なし)

【石井局長】 お願いします。

【尾崎委員長】 分かりました。私のほうから、ご兩人に水面下でご連絡します。

【石井局長】 2点目でございますが、こちらは、お手元のほうに、滑川市議会情報セキュリティ基本方針の策定についてということで資料をお配りしております。

こちらは、佐藤係長のほうから説明いたします。

【佐藤係長】 それでは、滑川市議会情報セキュリティ基本方針につきまして、説明させていただきます。

地方自治法が改正されまして、新たに第244条の6第1項が加えられたことにより、策定するものです。本年4月1日施行のため、それまでに本市議会のセキュリティ基本方針を定める必要がございます。

この新たに加えられた規定につきましては、「普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、それぞれの管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならない」とされています。

このため、当局が定める方針とは別に、議会においても同様に方針を定める必要がございます。

総務大臣の方針では、負担軽減のため、首長部局と議会等の共同策定も可能であるとのことではありますが、既に当局が策定している滑川市情報セキュリティポリシーでは、その適用範囲が、議会事務局につきましては対象となっておりますが、議会には及んでいないこと。また、当該ポリシーの内容が行政事務を行うことを想定しているものであり、事務局についてはこのポリシーにて対応できる一方、議会あるいは議員についてはこのポリシーによって運用し難い面が多くあるため、本市議会独自に基本方針を定めるものでございます。

なお、全国市議会議長会が、基本方針の策定に当たって議会の議決を要するかを総務省

に確認しましたところ、議会において地方自治法第244条の6第1項の方針を定め、または変更するに当たっては、必ずしも議決によるべきとは解されないところであるが、機関意思の決定として、その決定方法については議会において自律的に判断いただくことになるものと考えたとの回答であったことから、本基本構想については、この議会運営委員会のほうで説明させていただき、承認を得て、議長の決裁をもって制定し、その後速やかにこれをホームページに公表したいと考えております。

ちょっと長いものになりますが、かいつまんで説明させていただきます。

第1条、目的でございます。

この条文は、滑川市議会が保有する情報について、機密性、情報を秘密として保つことです。完全性、情報が正確であること。可用性、必要なときに情報を利用できることが維持されることを目的としております。

第2条、定義につきまして、情報セキュリティや情報資産の具体的な意味を明確化しています。

情報資産とは、滑川市議会が持つ電子的な情報やシステム端末機器などです。例えば議員に配付されるタブレット端末や、それに保存される議会資料も含まれます。情報セキュリティとは、これらの情報資産が漏えい、破壊などの脅威から保護されていることを指します。

第3条、対象とする脅威でございます。

この条文では、議会の情報資産に影響を与える可能性がある脅威を具体的に挙げています。サイバー攻撃、ヒューマンエラー、内部不正、自然災害や物理的脅威、停電やシステム障害による業務停止を具体的な脅威と想定しており、これらに対応するための予防策が必要であることを示唆しております。

第4条、適用範囲でございます。

この基本方針が適用される対象を明示しています。議員及び議会事務局職員が、このセキュリティ方針にのっとり、行動することが求められています。

第5条、滑川市情報セキュリティポリシーとの関係。

議会活動に特化した独自の情報セキュリティ方針として、滑川市全体のポリシーから独立して運用されます。ただし、滑川市のポリシーとの違いがある場合、この基本方針を優先して適用するとされています。

第6条、議員及び職員の遵守義務。

議員及び職員は、以下を遵守する必要がございます。具体的には、パスワードなどの認証情報の秘密を守ること、秘密情報の不正使用や誤送信を防ぐこと、貸与された端末を使用基準の範囲内で安全に扱うことでございます。

組織体制、第7条でございます。

組織全体で情報資産を守る仕組みを構築する必要があります。このため市議会は、情報セキュリティを推進するために体制を確立することを定めております。

第8条、情報資産の分類と管理です。

情報資産を機密性、完全性、可用性に基づいて分類し、重要度に応じた保護措置を実施します。具体的には、機密情報の厳重な保管や暗号化などの制限を行います。

第9条、物理的セキュリティ対策です。

議会施設内の情報資産を保護するため、以下の物理的な管理を行います。具体的には、施設の施錠管理。関係者以外の立入りを制限する。機器の紛失防止管理や機器持ち出し時の登録でございます。

第10条、人的セキュリティ対策です。

議長の役割として、情報セキュリティに関する教育訓練を実施することを定めています。これにより、セキュリティ意識の向上を図ります。

第11条、技術的セキュリティ対策です。

事務局が以下の技術的な対策を行うことを定めています。セキュリティソフトウェアの導入と更新、アクセスログの監視、通信暗号化とセキュリティ設定の徹底。

第12条、インシデント管理。

インシデント、情報漏えいや機器紛失などが発生した場合の対応の手順を示しています。発生時は議長及び事務局に速やかに報告し、対応プロセスを開始いたします。

第13条、端末の管理。

貸与された端末を安全に使用するため、使用基準を守り、適切に管理することが求められています。

第14条、情報セキュリティ監査。

事務局が定期的に情報資産のリスク評価を実施し、リスクに応じた管理措置を行うことを定めています。

第15条、自己点検の実施。

議員及び職員が自身の情報セキュリティ対策を定期的に自己点検し、脆弱性を早期発見

して対応を講じることを求めています。

第16条、ネットワークの利用。

議会活動で利用するネットワークでは、セキュリティリスクを最小化する必要があり、防護措置を講ずることが求められています。

第17条、コミュニケーションツールの利用。

議会で利用するチャットやメール等は、議会活動及び事務連絡に必要な範囲で使用し、機密保持や誤送信防止を徹底する必要があります。

第18条、ポリシー改善の方針。

議長が情報セキュリティ対策の有効性を定期的を確認し、必要に応じてポリシーを改善することを定めております。

この次のページにつきましては、実際にインシデントが発生した場合の行動の対応手順ということで添付させていただいておりまして、こちらに関しては、国のほうにおきまして、公表することは望ましくないということから、公表の対象外というふうになってございます。

説明は以上でございます。

【尾崎委員長】 この件に関して、今の事務局の説明に何かご質問ありますか。

【青山委員】 基本方針をつくるのはよく理解したんですけども、これで議会側のものがこうやっていくんですけど、現実的にこのセキュリティに関する、いわゆるソフトウェアの内容とかは11条に書いてあるんですけども、ソフトウェア、そもそもうちのは何が入っているんですか。

【佐藤係長】 ソフトウェアということで記載しておりますが、こちら皆様に貸与しておりますタブレットにつきましては、MDMということで、管理システムを導入しておりまして、そのシステムにパッケージとしましてセキュリティ対策なども行われているような形になっておりますので、具体的にはもう既に導入されているものというふうにご認識いただければなと思っております。

【青山委員】 そういうものを選定した時点で、この定期的な更新が勝手にできているような状態で付与されたもので入っているということの認識でいいんですよね。

そうすると、基本的には、じゃ何か新たに議会側でこれを管理運営するのに、今のままでいいということの判断でいいんでしょうか。

【佐藤係長】 基本的には、既に皆様にお渡ししておりますタブレットに、この基本方針

に定める対応はできるというふうに考えております。

ただ、人的セキュリティ対策としまして、研修の実施。これに関しましては、タブレットを持っているからできるものではございませんので、当局のほうに確認いたしましたら、当局が使用しているeラーニング等を利用させていただくということもございましたので、新たにこの基本方針を定めるに伴いまして、そういった情報セキュリティーに関する学ぶ機会というのは今後実施していかなければいけないのかなというふうに考えております。

【青山委員】 学んでいけばいいのかなと思っているんですけど、あんまり、もう入っている状態で言うのも何ですけど、今現在、施錠の間隔とかも、議長室を見ていたら、ざる中のざるの状態で、もちろんこれをつくって、じゃ我々が研修してやりましようとなったときに、それはそれでいいんですけども、現実とのギャップは結構大きいなと思って見ていたんですけど、今後何かじゃその対策をしていくということでもいいんですか、そういった部分も、物理的に。

【佐藤係長】 今回定めました情報セキュリティは、基本的には国のほうで、いわゆるデジタルに関するものということで、議長室の施錠というところもございしますが、一応基本的には我々事務局のほうが開庁時には各種会議室等につきまして施錠しまして、事務局自体も施錠し、機器の持ち出し等はできないように、また本庁舎自体も施錠管理等を行いますので、ここに想定している対策はできるものではなかろうかというふうに考えております。

【青山委員】 我々も学びながら、そういったものの基本方針はできたんだなということで、ちょっとこれにアンテナを張りながら、じゃ動いていきたいなというふうに思っております。

今のところ、正直、恐らく相当甘いといったら甘いと思いますので。

分かりました。

【古沢委員】 さっきの説明では、これは議決が必要でないということでした。ただ、我々もこういう認識を持たなきゃならないということは間違いないんだろうと思うので。

ただ、これ今我々、多分全員協か何かに配られるんだろうと思うんですけど、もらってそれで終わりということになりかねないという気がするんですよ。

それで、昨年、これ、議会提要をつくられたばかりなんですけど、例えば、これに載せるとかということは何か必要ないのかなと思うんですけど、どうなんでしょうか。

【佐藤係長】 議会提要につきましては、改選時期ごとに作成しておりまして、次回の改

選の前には、改めてこういった基本方針を掲載する予定でございます。

ただ、やはり皆様方が安全性を確保するということを認識していただくということは、事務局としても実施していかなければいけないものと考えておりますので、全員協議会でそういった細かいお話をとなりますと長くなってきてしまうものですから、またちょっと別の機会などで、そういった学びの機会を提供させていただければいいかなというふうには考えております。

【尾崎委員長】 ほかにありますか。

【竹原議長】 第10条に「議長は、情報セキュリティに関する教育及び訓練を実施するものとする」と大変強い口調で書いてあるがやちゃね。そしたら、今このポリシーを全議員さんに配って、あんたら持っておるタブレット、気をつけんや駄目だよという注意喚起で、これは教育としてオーケーだと思うがやちゃね、第1陣は。

じゃ、その後、具体的にどう教育していくかというのは、全然不明なんやちゃね。だから、一回一回、皆さん、タブレットをどこでも持ち歩いて、さ、例えば車の中に乗せておって取られたとか、そういうがにならんように気をつけられと注意喚起しかできないし、ある意味、個人のパソコンだとかスマホだとか、何かしら議会に関する情報が入っているものも紛失となれば、これは報告義務が出てくるというものなんやちゃね。

だから、1回目は、みんな気をつけてくださいねでいいがですけど、その後の行動として、教育は果たしてできるかと言われたら、ちょっと難しいがじゃないがかなと思うがですけど。

ただつくりましたと、白いものに黒いものを書いただけで、「はい、終わり」というような感じでしかならんがやちゃね。どうしていきやいいものか、教えていただきたいと。

【佐藤係長】 議長がおっしゃられるところで、まずちょっと総務省の考え方としましては、議員が個人でお持ちの携帯端末などにつきましては、この基本方針には該当しないという考え方もございますが、ただ一方で、LoGoチャットなどでやり取りをさせていただいておる部分もございます。

LoGoチャットにつきましては、基本的には、セキュリティ対策としまして、まずコード入力とかといったところで、ある程度、紛失してすぐに閲覧できるというような設定にはなっておりませんので、そういった部分は保護ができるのかなというふうには考えております。

また、この学びの機会につきましては、議長がおっしゃるとおり、気をつけてくれとい

うことで言っていただくというのも非常に重要であると同時に、先ほど申し上げさせていただきましたeラーニングなどを、そういった研修の機会も含めて、学びの機会を確保していくことが重要なというふうには考えておりまして、事務局としましても、当局のほうでどういったeラーニングのカリキュラムがあるかなども含めて確認し、また皆様にご案内できればなというふうに考えております。

【尾崎委員長】 ほかにありますか。

【竹原議長】 関連してなんですけど、例えば今借りている端末、タブレットを紛失した場合に、事務局に言えば、いわゆる中のファイルとか全部削除、遠隔操作で削除したりということはできるがですか。

【佐藤係長】 はい、そのとおりでございます。

遠隔で、こちらのほうで使用できないようにする、あるいは閲覧できないようにするといった、ロックをかけるといったことは可能でございます。

【竹原議長】 じゃ、大丈夫だ。

【尾崎委員長】 ほかにありますか。

(質疑する者なし)

【尾崎委員長】 そしたら、手続としては、今ここに書いたように、この議運で説明し、承認を得て、議長の決裁をもって制定してホームページに公表するという手続ですけど、じゃ今日のこの議運の場で承認ということになるのか、一度こういうことが一応議運で諮られたよということで各会派・グループに持ち帰って、それは決め事ではないんですけども、事前にメンバーの皆さんに知らしめて、問題がなければ、また改めて。4月1日までやればいいことなので、確認、今、意見集約とかをやって、そして次回の議運で承認するという形のほうが、私的にはいいと思うんですが、どうでしょうか。

【原委員】 今委員長が言われたように、4月1日まで時間があるので、一度議員の皆さんにこれを見せて、配付していただいて、ご意見を聞くというか。これについて説明を求められても非常に困るので。

でも、事前に議員の皆さんには配付したほうが、それで次の議運なり、最終の3月末、年度末の議運なりで結論を出したほうがいいと思います。

【尾崎委員長】 ということで、ほかにご意見はありませんか。

(特になし)

【尾崎委員長】 じゃ、そういうことで、事務局には、またほかの議員の皆さんにも、こ

ういった動きといいますか、こういうことを議運で一応諮ったというようなことで、確認してくださいということで、何かあれば議運のメンバーを通じてという形にさせていただいて、次の、要するに、この4月1日までに、手続的には、議運で承認して、議長決裁という、そういう手続を取っていきたいということによろしいでしょうか。

(異議なし)

【尾崎委員長】 では、これに関しては、そういうことでお願いいたします。

ほかに。

【石井局長】 すみません、今ほどの資料につきましては、24日の定例協で皆さんにお配りする予定としております。

それで、最後、3点目です。

3月11日の東日本大震災の黙禱の件なんですけども、去年は3月11日、本会議中ということもありまして、行っておりますけども、おとしは、今年度と同じように、予算特別委員会ということもありまして、やっております。

ということですが、今年度につきましても、同様に行わないことによろしいかどうか、ちょっとご確認いただければと思います。

【尾崎委員長】 ただいまの件に関しまして、皆さん、何かご意見ございますか。

【原委員】 個人的な意見だけど、予特の時間なので、どこかで黙禱は、私個人としてはやったほうがいいと思うがですけど、皆さんのまたご意見を聞いてください。

時間的には、そんなに取られる時間じゃないしさ。

【尾崎委員長】 では順番に、高川委員。

【高川委員】 やればよいと思います。

【尾崎委員長】 青山委員。

【青山委員】 やりましょう。

【尾崎委員長】 古沢委員。

【古沢委員】 やればよいと思う。

時間、何時にしていましたっけ。

【石井局長】 2時何分とかだったと思いますけども、その時間にちょうどやるか、例えば、区切りのいい、午後1時ですとか。そのタイミングもあったかと思いますが。

【古沢委員】 多分休憩して再開するときとか、何かそんなふうにしていたと思うので、それでいいんじゃないのかな。

【石井局長】　すみません、そしたら、予特のタイミングを見て、ちょっと議長から自席で言っていただくという形でよろしいですかね。

【青山委員】　シナリオを作って、議長に言っていただければと思います。

【原委員】　さ、議長やちゃ。

【石井局長】　では、そのように準備いたします。ありがとうございました。

【尾崎委員長】　ほかに事務局からありませんか。

【石井局長】　特にございません。

【尾崎委員長】　それでは、以上で本日の議会運営委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時04分閉会